

大人のみなさんへ

地域社会からみんなで
青少年をはぐくみましょう

NO!性被害

- ① 子どもを性被害等から守りましょう。
社会全体で取り組まなければならない課題です。

NO! ネット被害

- ① ルールを決めましょう。
家族で関心を持ち、インターネットの使い方を話し合い
《使用時間・場所、怪しいサイトの利用はしない等》、
適切な活用方法、使い方のルールを決めましょう。
- ② 「ペアレンタルコントロール」「フィルタリング」
を有効に利用しましょう。
ペアレンタルコントロールにより過度な使用、ネット
依存などを予防しましょう。
フィルタリングにより有害サイトへのアクセスを制限し
ましょう。

NO!万引き

- ① 万引きをしにくい環境を作りましょう。
- ② 万引きは重大犯罪である認識を持ちましょう。



「伸びよう 伸ばそう 青少年」

シンボルマークについて

太陽に向かってたくましく成長するひまわりのように、明るくすこやかに成長することもたちを、ひまわりと太陽を合体して表現し、葉は、周囲の大人たちがひまわりっ子を温かくはぐくみ、見守っていく姿をあらわしています。

長野県の相談窓口はこちらです

～秘密は必ず守ります。あなたからの相談を待っています。～

- 友だちのこと、家族のこと、どんなことでも悩んだとき、困ったとき
 - ▶ 長野県子ども支援センター（長野県県民文化部 こども・家庭課）
 - ▶ 電話で相談する ※子ども専用無料相談電話です。
☎ 0800-800-8035
〈月～土10:00～18:00(日・祝日・年末年始は休み)〉
 - ▶ メールで相談する
✉ kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
※メールのお返事には、時間がかかることがあります。
- 学校生活の悩みがあったり、さびしかったり、いじめなど困ったとき
 - ▶ 学校生活相談センター（長野県教育委員会事務局 心の支援課）
 - ▶ 電話で相談する
☎ 0120-0-78310 〈24時間受付(無料)〉
 - ▶ メールで相談する
✉ gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
※メールのお返事には、時間がかかることがあります。
- 非行、いじめや犯罪被害など子どもに関する悩みごとの相談に応じています
 - ▶ ヤングテレホン（長野県警察本部 生活安全部 生活安全企画課）
 - ▶ 電話で相談する
☎ 026-232-4970 〈24時間受付〉
- 性犯罪に関する悩み、届出についての相談に応じています
 - ▶ 性犯罪被害ダイヤルサポート 110（長野県警察本部 刑事部 捜査第一課）
 - 電話で相談する
#8103（ハートさん）
☎ 0120-037-555 〈24時間受付(無料)〉
- 性被害にあったとき
（できるだけ早い時期に支援を受けることが、あなたの心身の回復にとって非常に大切です）
 - ▶ りんどうハートながの（長野県性暴力被害者支援センター）
 - ▶ 電話で相談する ※どなたからの相談も受け付けています。
#8891（はやくワンストップ）
☎ 026-235-7123 〈24時間受付〉
 - ▶ メールで相談する
✉ rindou-heart@pref.nagano.lg.jp
※メールのお返事には、時間がかかることがあります。



「伸びよう 伸ばそう 青少年」

NO! 性被害
NO! ネット被害
NO! 万引き

ひまわりっ子育成県民運動推進中



しあわせ信州

みんなに居場所と
出番をつくる

長野県子ども・若者育成支援推進本部
長野県将来世代応援県民会議

☎長野県 県民文化部 こども若者局 次世代サポート課

TEL 026-235-7210 FAX 026-235-7087

✉ jisedai@pref.nagano.lg.jp



信州あいさつ運動実施中

NO!性被害

NO!ネット被害

NO!万引き

「長野県子どもを性被害から守るための条例」を
平成28年7月に制定しました。



【大人の責任】

子どもの健やかな成長を見守り支援する。
子どもの力を信じ、支えていくのが大人の役割です。

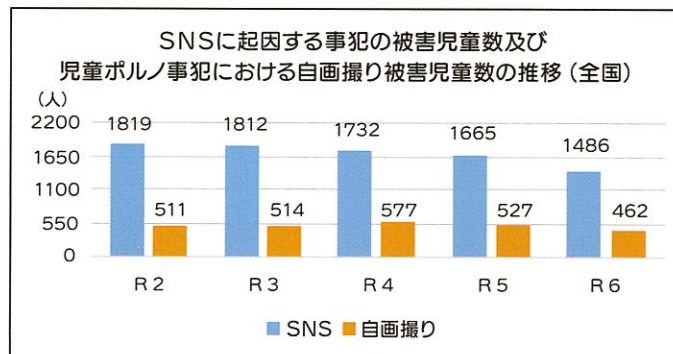
【性被害に遭わないために】

ネットで知り合った相手から性被害を受けるケースが多発しています。
ネットで知り合った相手を簡単に信用しない、会わない！

【罰則】

- 威迫等による性行為等の禁止違反
2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
- 深夜※に子どもを連れ出すこと等の禁止違反
30万円以下の罰金 ※深夜：午後11時から翌日午前4時

SNS等に起因する子どもの犯罪被害や
自画撮り被害が多く発生しています。



※自画撮り被害とは、脅されたりだまされたりして自分の裸や
下着姿の写真をSNSなどで送信してしまう被害をいいます。

ネットに笑顔を奪われないように。

特に中学生、高校生の自画撮り
被害が多く発生しています。

一度写真がネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返し
コピーされ、すべての写真を削除することは困難です。
軽い気持ちで裸の写真を送ってしまうと、取り返しのつかない
ことになってしまいます。



ネット被害から自分を守るための3か条

- 1 ネット上で知り合った相手を簡単に信用しない、会わない！
- 2 ネット上に個人情報や自撮り写真を送信・掲載しない！
- 3 “モデル” “プレゼント”などの誘い文句にむやみにのらない！

万引きは犯罪です。

品物を返しても、
後でお金を払っても、
盗んだ事実は消えません。

他人のものを盗む「万引き」は「窃盗罪」です。
法律で「刑罰」が定められています。

刑罰

10年以下の拘禁刑
または、
50万円以下の罰金

万引きをしてしまった！



警察

少年でも
取り調べを受けます。

家庭
裁判所

少年審判を開始するかどうかの
決定をします。
審判をした場合、保護観察処分、
少年院送致等の保護処分になる
場合もあります。

自分を大切に。

罪を犯せば責任をとる必要があり、
そして、それ相応の処分が待っています。
「一度だけなら」という軽い気持ちで人生を狂わせます。
自分の将来を考え、自分自身を大切にしましょう。